

## 標準的な調達手続き(工事請負・業務委託)

### 1. 取引にあたっての登録制度の取り扱い

当社では、取引先さまからの役務の調達にあたり「取引先登録制度」を採用しております。当社と新規に諸工事ならびに工事設計等の取引を希望される場合は、貴社の会社概要、経営状況に関する書類、業務遂行上必要な許認可・資格証明書、工事（業務）実績などを東北電力資材部に提出していただきます。

貴社からご提出いただいた内容をもとに、資材部門および技術部門が事前に検討し、取引の可能性があると判断した際は、所定の登録申請書類をお渡しして、登録申請の手続きを行っていただきます。

### 2. 見積依頼先の選定

当社は、役務の調達にあたり既に登録された取引先さまの中から見積依頼先を選定します。

### 3. 見積依頼

当社は、複数の取引先さまによる競争見積を原則としています。なお、災害または事故の復旧および予防などで緊急を要する場合などは、特定の取引先さまを選定し見積依頼を行うこともあります。

### 4. 見積書の提出

見積書（見積仕様書がある場合は、これを含む）は所定の提出期限までに提出していただきます。当社の工事（業務）仕様書や要求する見積条件を満足している場合に有効となります。

### 5. 価格交渉、請負付託（委託）先の決定

当社は、特段の見積条件のない限り、見積総金額が最低のものを第1順位とし、請負付託（委託）予定先と価格およびその他の条件等について交渉を行い、合意に達した場合、請負付託（委託）先として決定します。

### 6. 契約の締結

当社は、書面により請負契約・業務委託契約を締結します。

請負契約は当社があらかじめ定めた契約条件によることとし、業務委託契約は業務内容に基づく契約条項により契約を締結します。なお、必要に応じて、両者が合意した内容に従って契約書を作成する場合があります。

なお、工期・設計等に変更がある場合は、取引先さまと確認のうえ、契約の変更を行います。

#### 7. 付託目的物の完成または業務の完了・検査および支払い

当社は、完成した付託目的物または完了した業務が当社の要求に合ったものであるかどうかを確認・検査します。請負金額（委託金額）は、検査の翌月に支払います。ただし、工事（委託）期間が長期にわたるものなど、特別の事情がある場合には両者で協議のうえ別途支払い方法を定めます。

#### 8. その他

- (1) 取引先さまならびに当社は、相手方からの事前の文書による了解なく、お互いの機密情報を第三者に開示することはできません。
- (2) 役務の調達手続きにおいて、当社から提示される仕様書、見積依頼書、契約書類等、ならびに取引先さまから提出される見積書等の書類については、「日本語」により手続きを行うこととします。
- (3) 役務の調達手続きに関して、ご質問、ご要望等がある場合は、東北電力資材部までご連絡ください。

以上